

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/accontact/>

【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結!
24時間いつでも、カンタン、便利!

LINEのお友だち登録はこちらから >



商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日:午前9時~午後8時 土・日・祝日:午前9時~午後5時
(12月31日~1月3日は休業)

0120-222-882

●おかけ間違いにご注意ください。

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン公式ウェブサイト「よくあるご質問」

【パソコン・スマートフォンから】

<https://faq.sompo-japan.jp/>

●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



お客さま向けインターネットサービス

 **マイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/> **SOMPO Park** <https://sompo.pk/33la23e>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能!

SOMPO Parkは無料でゲームやクイズを
楽しめる会員サービスです。
お得なキャンペーンも実施中です!



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容や利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた
指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続
実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を
解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の
申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** **通話料有料** ●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、
保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、
損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは集団扱に関する特約(債務者集団扱)をセットした「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)、重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社

 **損害保険ジャパン株式会社**

岐阜中央支店 大垣支社
〒503-0824 岐阜県大垣市旭町5-9
Tel:0584-78-4188
〈公式ウェブサイト〉<https://www.sompo-japan.co.jp/>
受付時間:平日午前9時から午後5時まで

SOMPOグループの一員です。

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

お問い合わせ先
[取扱代理店]

正和商事株式会社

〒503-0887 岐阜県大垣市郭町2-25 kix中央ビル7階
電話:0584-78-6433
FAX:0584-78-6436



OKB 大垣共立銀行で住宅ローンをご利用のみなさまへ

THE  **すまいの保険**

個人用火災総合保険 融資住宅用火災保険

OKB 大垣共立銀行

火災はもちろん

住まいを取りまく“火災以外の事故” もしっかり補償

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりずっと上位に。住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!

〈2018年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング

事故種別	順位
水災・風災・雪災など	第1位
不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第4位
落雷	第5位
盗難による盗取・損傷・汚損	第6位
火災	第7位

平均支払額ランキング

事故種別	順位
火災	第1位
水災・風災・雪災など	第2位
漏水などによる水濡れ	第3位
盗難による盗取・損傷・汚損	第4位
落雷	第5位
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第6位
不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	第7位

たとえば

火災による
全損時の建物
平均支払額
1,324万円



※ 平均支払額は、2018年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

補償があつてよかった!

火災以外の事故のお支払保険金例

事故件数 1位

水災・風災・雪災
など

事故例

集中豪雨で自宅が
床上浸水した。

お支払保険金例 **152.7万円**

事故件数 3位

漏水などによる
水濡れ

事故例

天井裏の水道管が破損し
水濡れ損害が発生した。

お支払保険金例 **71.1万円**

事故件数 2位

不測かつ突発的な
事故 (破損・汚損など)

事故例

物を運んでいるときにバランスを
崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例 **26.9万円**

事故件数 6位

盗難による盗取・損傷・汚損

事故例

泥棒が入って
窓ガラス、ドアが破損した。

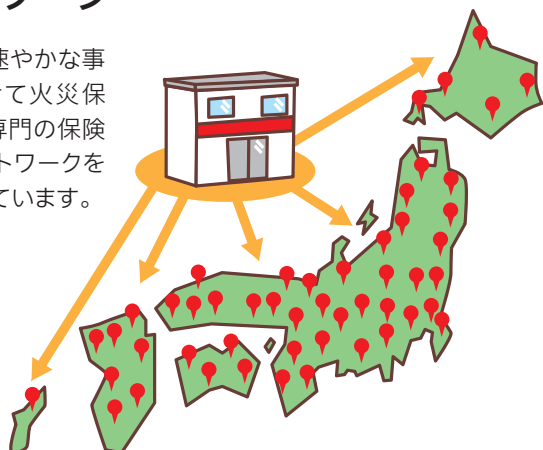
お支払保険金例 **91.9万円**

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

業界最大規模の事故サポート体制

全国の保険金サービス拠点 ネットワーク

お客さまへの速やかな事故対応に向けて火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを全国に展開しています。



全社一丸で実現させる 迅速な保険金支払い

自然災害発生時は、全社での応援体制の仕組みがあります。熊本地震発生直後には、全国から最大850名の社員を被災地へ派遣し、被災されたお客さまに「一日も早く保険金をお支払いする」という保険会社としての最大の使命を果たすことに全力を注ぎました。



代理店と連携した事故サポート

損保ジャパンでは、お客さまに寄り添う保険会社として代理店と連携したきめ細やかな事故対応を行っています。お客さまの期待に応えられるよう、損保ジャパン・代理店が一丸となって事故対応サービスの向上に向けて取り組んでいます。

迅速な保険金支払いに全力を

熊本地震に係る地震保険の支払件数および金額(損害保険会社全社)

事故受付件数	276,056 件
支払件数	247,048 件
支払保険金	3,773億円

損保ジャパンの
震災2か月後の保険金
支払い完了率
90%超

2017年3月31日時点 出典:日本損害保険協会HP

もくじ

大きな安心を
上手に備える **6**ステップ

ステップ 1

- THE すまいの保険 5つの特長を知る! P.3
 1. 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
 2. いざというときの受取保険金が違う!
 3. スマートハウス・スマート家電のリスク・脅威にも安心!
社会環境の変化に潜むリスクに安心をご提供します!
 4. 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」
 5. 充実のサービスをすべてのプランで無料セット!
「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

ステップ 2

- ピッタリプランを選ぶ! P.5
フローチャートにそって進むと、ライフスタイルやお住まいの状況にあわせてピッタリな補償を選ぶことができます。ぜひ最適プラン探しにお役立てください。

ステップ 3

- プランを確認する! P.7
補償内容と6つの契約プランを一覧で表示しています。

ステップ 4

- 地震保険は必要保険です! P.9
災害後の暮らしを
しっかりサポート **地震保険(原則セット)**
地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。

ステップ 5

- ひとまわり大きな安心をプラス! P.11
THE すまいの保険にセットできる主な特約(オプション)を幅広くご用意しています。必要に応じてお選びください。

ステップ 6

- 契約上重要となるご注意点
損害保険金について P.15
費用保険金などについて P.16
保険金をお支払いできない主な場合 P.16
ご契約前に必ずご確認ください。
- [ご契約時]にご注意いただきたいこと P.17
[ご契約後]にご注意いただきたいこと P.20

- 洪水、土砂崩れなどの水災に P.21
備えることをおすすめします!

- すまいとくらしのアシスタントダイヤル P.22
身近なトラブルに、安心のサービスを無料セットしています。

- 用語の解説 P.23
パンフレットで使われる用語について解説しています。

- よくあるご質問 P.24

- 重要事項等説明書 P.25
(契約概要・注意喚起情報)



さっそくチェック! ピッタリプランを選ぶ!

3つのステップであなたの心配に「ピッタリ安心!」をご案内します。

上手に備える
6ステップ

ステップ 1
5つの特長を
知る

ステップ 2
ピッタリプランを
選ぶ

ステップ 3
プランの詳細を
確認する

ステップ 4
地震の損害に
備える

ステップ 5
さらに安心を
プラス

ステップ 6
契約上重要となる
ご注意点

START!

まずはご確認
ください。
すべての契約プランで
次の補償が受けられます。

- 火災
事件数 7位 平均支払額 1位
- 落雷
事件数 5位 平均支払額 5位
- 破裂・爆発
- 風災、雹災、
雪災
事件数 1位※ 平均支払額 2位※

※このデータは水災・風災・雪災などの合計です。水災はベーシック (I型) 水災なし、ベーシック (II型) 水災なし、スリム型 (水災なし) のプランを選択した場合は補償されません。

Step 1

気をつけても防ぎようのない
事故がたくさんあります…

Check

1つでも心配なことはありますか?

車の飛び込みなど

事件数 4位 平均支払額 6位

- 交通量の多い道路に
面していませんか?

水濡れ

事件数 3位 平均支払額 3位

- 水道管からの水漏れも
意外と多いもの…

盗難

事件数 6位 平均支払額 4位

- ご近所やお知り合いに
泥棒被害にあった方は
いませんか?

Step 2

異常気象の影響により、思わぬ
地域でも水害が発生することも…

Check

1つでも心配なことはありますか?

水災

事件数 1位※ 平均支払額 2位※

※このデータは水災・風災・雪災などの合計です。

- 河川の近くなど洪水が起きやすい
地域に立地していませんか?
- 周辺に崖などがあり土砂崩れの
恐れはありませんか?

- 河川の近くなど洪水が起きやすい
地域に立地していませんか?

- 周辺に崖などがあり土砂崩れの
恐れはありませんか?

Step 3

暮らしの中のちょっとした
アクシデントで数十万円の
損害が出ることも…

Check

1つでも心配なことはありますか?

破損・汚損など

事件数 2位 平均支払額 7位

- 小さいお子さまがいて、物を壊し
たりする心配はありませんか?
- お部屋の掃除中に誤ってドアや
壁を壊すケースもよくあります…
- 家具の配置替えで壁や家具を
破損したことはありませんか?

- 小さいお子さまがいて、物を壊し
たりする心配はありませんか?
- お部屋の掃除中に誤ってドアや
壁を壊すケースもよくあります…
- 家具の配置替えで壁や家具を
破損したことはありませんか?

- はい
- いいえ

ピッタリプランはこちら!

THE 住まいの
保険



©JAPAN-DA

ベーシック
(I型)

ベーシック
(II型)

ベーシック
(I型)水災なし

ベーシック
(II型)水災なし

スリム型

スリム型(水災なし)

建物のみの補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

家財の補償もお忘れなく!!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財 それぞれに 火災保険を かけた場合	建物 補償されます。	家財 補償されます。
建物のみに 火災保険を かけた場合	建物 補償されます。	家財 補償されません。

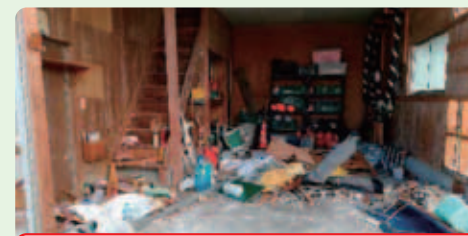
思っている以上に家財は高額です。

家財の新価の目安		(2020年7月現在)				
家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名/ 子供1名	4名 大人2名/ 子供2名	5名 大人2名/ 子供3名	独身世帯	
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円		

※上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

自然災害による家財支払事例

風災 平成30年台風21号



支払保険金額 …2,000万円

水災 豪雨の土砂災害による家財の流失



支払保険金額 …1,340万円

出典:一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース



プランを確認する!

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。P.17をご参照ください。

上手に備える
⑥ステップ

ステップ①
5つの特長を
知る

ステップ②
ビタリプランを
選ぶ

ステップ③
プランの詳細を
確認する

ステップ④
地震の損害に
備える

ステップ⑤
さらに安心を
プラス

ステップ⑥
契約上重要となる
ご注意点

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。

補償内容 詳しくはP.15へ	火災 事故例 火災により建物や家財が焼失した。	風災、雹災、 雪災 事故例 台風で屋根が壊れ、建物や家財が損害を受けた。	水災 事故例 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、建物や家財が損害を受けた。	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突など 事故例 自動車飛び込み、塀や家財が壊れた。	不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など) 事故例 家具をぶつけてドアを壊してしまった。液晶テレビをテレビ台から誤って落として壊してしまった。	選べる 自己負担額
ベーシック (I型)	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
ベーシック (I型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	上記参照
ベーシック (II型)	○	○	○	○	補償されません	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
ベーシック (II型)水災なし	○	○	補償されません	○	○	
スリム型	○	○	○	補償されません	補償されません	3 5 10 万円 万円 万円
スリム型 (水災なし)	○	○	補償されません	補償されません	補償されません	

※ 保険の対象が建物のみの場合、家財は補償されません。

「費用保険金など」補償内容

臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。
損害保険金×10% (100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度)
臨時費用保険金なし (いずれか選択してください。)

地震火災費用保険金
地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。

凍結水道管修理費用保険金
建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する費用をお支払いします。
※パッキングのみに生じた損害などは対象外です。

損害防止費用
消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。

THE すまいの保険には原則セットされます。
ご希望により外すこともできます。

地震保険
地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
詳しくはP.9へ

ひとまわり大きな安心をプラス! (各種特約)
詳しくはP.11へ

全プラン共通で自動的にセット

補償されません **の場合、次のような事故で保険金を受け取ることはできません。**

水災 	盗難による盗取・損傷・汚損 	不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)
お支払保険金例 152.7万円 詳しくはP.21へ	お支払保険金例 91.9万円	お支払保険金例 26.9万円

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

お支払いする損害保険金
損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

損害の額 - 自己負担額 = 損害保険金

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度) 詳しくはP.15へ

※損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用を含みます。

Q. 自己負担額を高く設定すると、どんなメリット・デメリットがありますか?
A. 自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。一方で、事故の際お客さまに負担いただく金額が大きくなりますので、ご注意ください。

「自己負担額」の詳細はP.23をご参照ください。

※1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害の額に対して適用されます。
※保険の対象である建物が全焼等により建物を復旧できない場合などは、自己負担額を差し引かず損害保険金をお支払いします。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について
「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。
詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

「貴金属等」の詳細はP.24のQ3をご参照ください。

2. 盗難の補償限度額(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

盗難の対象	限度額
① 貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、P.15~P.16をご参照ください。



災害後の暮らしをしっかりサポート **地震保険(原則セット)**

地震保険は必要保険です!

THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)、損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険の保険の対象

建物

居住用建物(専用住宅および併用住宅をいいます。)ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。



! 保険の対象に含まれないもの (THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの



地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる **主契約の保険金額の30%~50%の範囲内** で設定します。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。

※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。

また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

上手に備える 6ステップ

ステップ 1
5つの特長を知る

ステップ 2
ビッタリプランを選ぶ

ステップ 3
プランの詳細を確認する

ステップ 4
地震の損害に備える

ステップ 5
さらに安心をプラス

ステップ 6
契約上重要となる
ご注意点

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

	損害の程度		お支払いする 保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.7兆円の割合によって削減されることがあります。(2020年7月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれを一括して1回とみなします。

! 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

! 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

! 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

! 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2020年7月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)

地震保険のほかにも、地震の際の補償を充実させる地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)をご用意しています。

詳しくはP.11へ



ひとまわり大きな安心をプラス!

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。

※複数のご契約に特約をセットした場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.19をご参照ください。

地震の補償を充実させたい

地震保険の保険金額は、最大で火災保険金額の50%です。

地震等による損害が生じた場合の補償を充実させたいお客さまに向け特約をご用意しています。

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等による火災損害をカバー



【事故例】地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまった。

地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

▶セットできるプラン **ベーシック(Ⅰ型)** **ベーシック(Ⅰ型)水災なし** **ベーシック(Ⅱ型)** **ベーシック(Ⅱ型)水災なし**

▶セットできる契約の主な条件 保険期間が整数年であること

▶地震保険料控除 お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2020年7月現在)

地震保険料控除はP.10をご参照ください。

保険金をお支払いする場合

地震等を原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合。地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

お支払いする保険金

地震火災50プラン
保険金額(注)×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

地震火災30プラン
保険金額(注)×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

(注)保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含まれません。

【ご注意】地震保険をセットしない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されませんのでご注意ください。地震保険はP.9をご参照ください。



※上表は地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震保険が全損認定された場合のお支払いイメージです。

事故の際の補償を充実させたい

事故再発防止等費用特約



【事故例】盗難の事故により損害保険金が支払われたため、再発防止のためにホームセキュリティサービスを利用した。

火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難の事故により損害保険金をお支払いする場合に、その事故の再発防止策として「事故再発防止メニュー」をご利用いただけます。専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで対応します。

▶セットできるプラン **ベーシック(Ⅰ型)** **ベーシック(Ⅰ型)水災なし** **ベーシック(Ⅱ型)** **ベーシック(Ⅱ型)水災なし**

保険金をお支払いする場合

火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)の事故で損害保険金(注2)をお支払いし、かつその事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合

(注1)通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含まれません。

(注2)火災、落雷、破裂・爆発または盗難(注1)の事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。

【ご注意】お住まいの地域や、やむを得ない事情によっては、事故再発防止メニューの手配に日数を要する場合があります。

お支払いする保険金

事故の再発防止等のために被保険者が事故発生の日から180日以内に負担した有益な費用(注)(1事故につき、20万円が限度)

(注)お支払対象となる費用の一覧は、損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。



携行品損害特約



【事故例】通勤途中に駅の壁にバッグをぶつけて破損してしまった。

携行している身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

▶セットできるプラン **ベーシック(Ⅰ型)** **ベーシック(Ⅰ型)水災なし** **ベーシック(Ⅱ型)** **ベーシック(Ⅱ型)水災なし**

▶セットできる契約の主な条件 保険の対象に家財が含まれていること

▶特約の保険金額 50万円、100万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)*外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合

被保険者の範囲はP.19をご参照ください。

お支払いする保険金

損害の額-1万円(自己負担額)
(契約年度ごとに、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)

*保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合、損害の額は5万円とします。

上手に備える ⑥ステップ

ステップ①
5つの特長を知る

ステップ②
ビッタリプランを選ぶ

ステップ③
プランの詳細を確認する

ステップ④
地震の損害に備える

ステップ⑤
さらに安心をプラス

ステップ⑥
契約上重要となる
ご注意点

類焼損害特約



【事故例】自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

▶セットできるプラン **すべてのプラン**

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円が限度)

【ご注意】
1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
2. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
3. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただくお手続きなどが必要です。

建物電氣的・機械的事故特約



【事故例】エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった。

建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械的・電氣的的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

▶セットできるプラン **ベーシック(Ⅰ型)** **ベーシック(Ⅰ型)水災なし**

▶セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的的事故により損害が生じた場合

お支払いする保険金

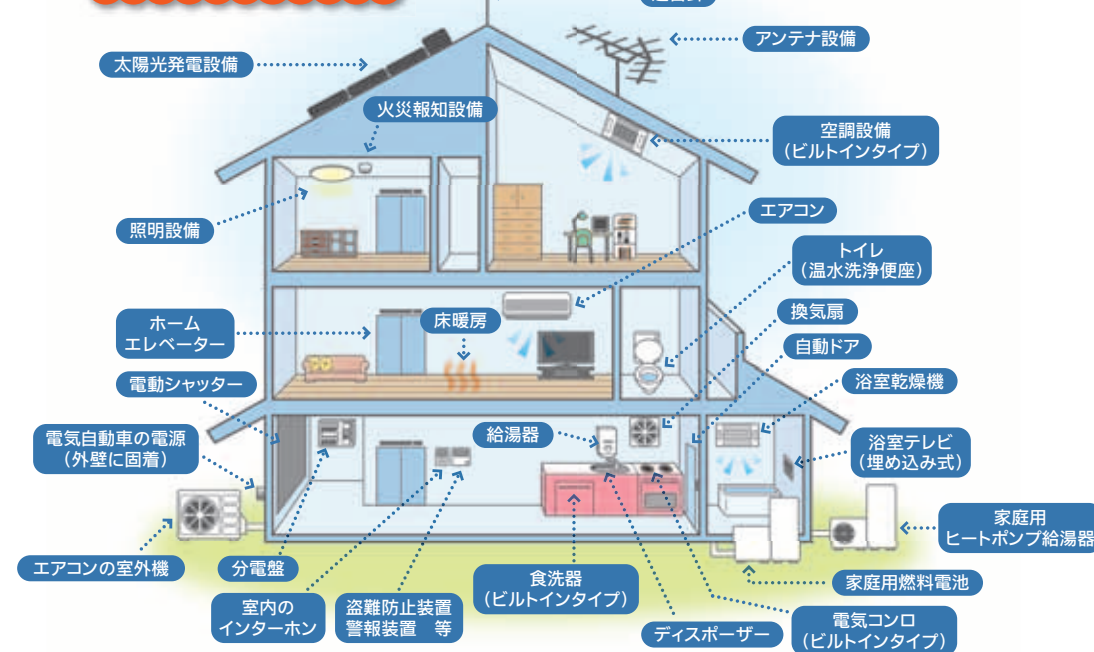
P.15お支払いする損害保険金の額の算式により算出された建物の損害保険金(注1)、臨時費用保険金(注2)

(注1)自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。

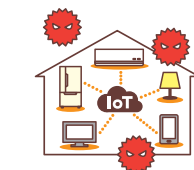
(注2)臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。

【ご注意】
1. 自然の消耗、劣化等による損害に対しては保険金をお支払いできません。
2. この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

対象となる機械設備の例



IoT住宅費用「売電収入・サイバーリスク」特約



- 【事故例】**・建物に設置されたソーラーパネルが台風や積雪により破損してしまい、売電収入が減ってしまった。(売電収入補償)
 ・スマートハウスのネットワーク構成機器・設備(パソコン・家電製品など)がサイバー攻撃を受け使用不能となり、修理するために費用を負担した。(サイバーリスク費用補償)
 ・対象の建物内で親族の通信機器がサイバー攻撃を受け個人情報が見舞品の購入費用・発送費用を負担した。(サイバーリスク費用補償)

【売電収入補償】

太陽光発電システムが火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により損害を受けた結果、被った売電収入の損失を補償します。

【サイバーリスク費用補償】

住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン・家電製品など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合に補償します。

- ▶ **セットできるプラン** **ベーシック(I型)** **ベーシック(I型)水災なし**
- ▶ **セットできる契約の主な条件** 保険の対象が建物および家財であること
- ▶ **特約の保険金額** 売電収入補償: 売電収入の月額に約定復旧期間の月数を乗じた額(約定復旧期間は3か月～6か月の整数月で決定します。)
サイバーリスク費用補償: 30万円、50万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

【売電収入保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故(注)により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた結果、売電収入に損失が生じた場合

(注)建物電氣的・機械的事故特約がセットされている場合は、電氣的事故または機械的事故を含みます。

【サイバーリスク費用保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備(コンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置、通信用回線設備、携帯式通信機器など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が以下の費用を負担した場合

被保険者の範囲はP.17をご参照ください。

情報機器等修理費用／情報漏えい対応費用(個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金については1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1法人あたり3万円が限度)／データ復旧費用／事故現場の保存・状況調査等に必要費用／事故の原因調査・再発防止のための費用／事故の拡大防止に必要な費用／有益なコンサルティング等を受けるために必要な費用

- 【ご注意】**
1. 売電収入補償を選択せず、サイバーリスク費用補償のみを選択することができます。
 2. サイバーリスク費用補償の対象となるネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、本特約をセットすることができません。
 3. サイバーリスク費用補償について、使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークに使用されていないことに起因して生じた費用はお支払いできません。また、漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 4. サイバーリスク費用補償について、事故の際には警察等に書面等で被害の届出または報告をしていただくことが必要です。保険金のお支払いには、被保険者が負担した費用が事故によって生じたものであることを、客観的資料により確認できることが必要です。

お支払いする保険金

【売電収入保険金】

復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた売電収入の損失額(1回の事故につき、売電収入補償の保険金額が限度)

【サイバーリスク費用保険金】

実費(1回の事故につき、ご選択いただいたサイバーリスク費用補償の保険金額が限度)

賠償事故に備えたい

個人賠償責任特約



- 【事故例】**・買い物中に商品を壊してしまった。
 ・飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。
 ・日本国内で友人から借りたカメラを、海外旅行先で落として壊してしまった。
 ・子供が自転車運転中に他人にケガをさせた。
 ・自宅の塀が倒れ他人がケガをした。
 ・自転車を運転中に踏切内で立ち往生してしまい、電車を止めてしまった。

日常生活においてお客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

▶ **セットできるプラン** **すべてのプラン**

▶ **特約の保険金額** 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- 被保険者の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みません。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

被保険者の範囲はP.19をご参照ください。



日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって損保ジャパンがお引き受けします。

1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
2. この特約の補償の対象となる事故にかぎりです。
3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。

【ご注意】 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任、業務に直接起因する賠償責任など、補償の対象とならないものがありますのでご注意ください。

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●安心更新サポート特約

万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。保険期間が10年のご契約にセットできます。

など

契約上重要となるご注意点

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。))が風災などの事故によって破損することとしない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)保険の対象が建物の場合は協定再調達価額、家財の場合は再調達価額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。))を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。))より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いたします。

お支払いする損害保険金の額	
損害の額 (注1)	－ 自己負担額 (注2) = 損害保険金 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
(注1) 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用および、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)をいいます。 ※保険の対象である家財の盗難の場合は、補償限度額や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、P.8「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。	(注2) 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

※水災支払方法縮小特約をセットした場合のご注意 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする損害保険金は次のとおりです。

お支払いする主な場合	お支払いする損害保険金
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、評価額(注1)の15%以上30%未満の損害が生じたこと (3)(1)および(2)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)上記3.(注1)をご参照ください。(注2)上記3.(注2)をご参照ください。 ※貴金属等については、この特約の規定を適用しません。	左記(1): 上記お支払いする損害保険金×70% 左記(2): 保険金額(注3)×10% (1事故1敷地内につき200万円限度) 左記(3): 保険金額(注3)×5% (1事故1敷地内につき100万円限度) ※上記(2)、(3)が同時に支払われる場合、損害保険金の合計額は1事故1敷地内につき200万円限度です。 (注3) 保険の対象が家財の場合、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。



費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いたします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上(注1)、または保険の対象である家財が全焼(注2)した場合に、保険金額の5%をお支払いたします。 (注1) 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2) 家財の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含みません。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
2. 凍結水道管修理費用保険金 ※保険の対象に建物が含まれる場合のみ	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払いたします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度) ※バックキックのみが生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
3. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いたします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%(注1)のいずれか低い額が限度) (注1) 保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。 ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。 ※臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみお支払いたします。 ※水災支払方法縮小特約をセットした場合は、水災で損害保険金が支払われる場合において、臨時費用保険金は支払われません。
4. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いたします。 ① 消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

保険金をお支払いできない主な場合 ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害(注)
- (注) 敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた損害は補償することができます。
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害(注)
- (注) 地震保険をセットすることで、補償することができます。(P.9「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。)
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等 ひょう じん
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入
- ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が損害保険金を支払う事故によって破損することとしない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害

! 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容された家財

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

なお、「THE すまいの保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

複数の保険会社による共同保険契約の締結

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は取扱代理店にご確認ください。

保険料決定の仕組み

THE すまいの保険の保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。
THE すまいの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。



(注1) 自動車、自動三輪車、自動二輪車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機は家財に含まれません。(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含まれます。)
(注2) P.8『家財を保険の対象とした場合のご注意』をご参照ください。
(注3) 敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物は保険の対象に含まれますが、配送業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含まれます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^(注1)、併用住宅^{(注1)(注2)}です。

住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(注1) 共同住宅を含みます。
共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造^(注3)の区分所有建物の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。
(注2) 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。
(注3) M構造とは、右記に該当するものをいいます。



上手に備える 6ステップ

ステップ 1

5つの特長を知る

ステップ 2

ビッタリプランを選ぶ

ステップ 3

プランの詳細を確認する

ステップ 4

地震の損害に備える

ステップ 5

さらに安心をプラス

ステップ 6

契約上重要となる
ご注意点

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造級別によって異なります。

M構造	T構造	H構造
1. 下記の(1)~(4)のいずれかに該当する 共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) の共同住宅	1. 下記の(1)~(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) 3. 準耐火建築物 ^(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

! 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります(共同住宅で(1)耐火建築物^(注1)の場合はM構造となります)。該当する場合は、所定の確認が必要となります。
(1)耐火建築物^(注1) (2)準耐火建築物^(注2) (3)省令準耐火建物
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。この評価額の範囲内であれば、保険金額は任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。



2. 家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については、P.5の「家財の新価の目安」を参照してください。この評価額の範囲内であれば、保険金額は任意の額で設定することができます。



3. 貴金属等の保険金額

P.8『家財を保険の対象とした場合のご注意』をご参照ください。



! ※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険の対象の価額を超過してご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

保険期間について

THE すまいの保険の保険期間は10年を限度とし、原則、整数年で設定してください。

上手に備える
6ステップ

ステップ 1
5つの特長を
知る

ステップ 2
ビッタリプランを
選ぶ

ステップ 3
プランの詳細を
確認する

ステップ 4
地震の損害に
備える

ステップ 5
さらに安心を
プラス

ステップ 6
契約上重要となる
ご注意点

割引について

1. 築年数別割引

ご契約期間の初日が保険の対象である建物の新築年月から14年11か月後の月末までにある場合、建物の築年数に応じた割引が、建物の保険料に対して適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。

2. 建物・家財セット割引

建物と家財を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が10年であること
- 評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

※建物と家財が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

特約等の補償の重複について

右記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(火災保険以外のご契約にセットされる特約や損保ジャパン以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

※1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

1. 携行品損害特約

- (1)記名被保険者
- (2)記名被保険者の配偶者
- (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

2. 個人賠償責任特約

- (1)記名被保険者
- (2)記名被保険者の配偶者
- (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5)記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (6)(2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の1.から9.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- 住居部分がなくなったとき
- 日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更	2. 保険の対象の移転	3. 住居部分がなくなった
4. 建物の建築年月	5. 建物内の職作業作業規模の変更	6. 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 7. 施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 8. 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) 9. 増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
10. 保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
11. ご契約者の住所・通知先変更	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
12. 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率(注)が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調連価額または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまにご連絡します。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

(注)保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

安心更新サポート特約による更新について

安心更新サポート特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡が取れない場合は、通知締切日(注1)までに損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容(注2)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(注1)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注1)通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注2)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

⚠️ 安心更新サポート特約のご注意事項

- 保険期間が10年のご契約にセット可能です。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

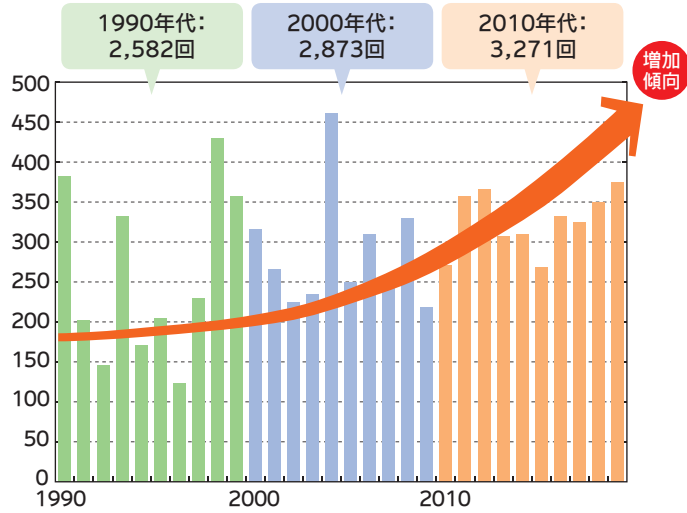
- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。

洪水、土砂崩れなどの水災に備えることをおすすめします!

突然の大雨、近くに河川は無くても...

- ・家が高台にあったとしても台風や暴風雨などにより、土砂崩れが発生する場合があります。
- ・最近では、突然の水量増加に行き場を失った下水などが溢れる都市型の水害も増えています。
- ・いわゆるゲリラ豪雨など1時間あたりの降水量が50mmを超える激しい雨の発生頻度も増加傾向にあります。最近10年間(2010~2019年)の平均年間発生回数(約327回)は、統計期間の最初の10年間(1976~1985年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.4倍に増加しています。

1時間降水量50mm以上の発生回数 気象庁のホームページより抜粋(1,300地点あたりの発生回数)



【参考】50mm以上80mm未満の雨は、非常に激しい雨で、滝のように降り、傘はまったく役に立たず、あたりが水しぶきで白っぽくなります。「都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある」「マンホールから水が噴出する」「土石流が起こりやすい」「多くの災害が発生する」雨の強さとされています。なお、80mm以上は猛烈な雨で、息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる程度の雨の強さとされています。(気象庁のホームページより)

ポイント 近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。将来の地球環境も予測が困難な状況であり、水災の危険が確実に増していると言えます。実際に、これまで水災が発生しないような地域でも、水災が発生しています。

水災の補償内容

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の1.または2.のいずれかに該当する場合に補償します。

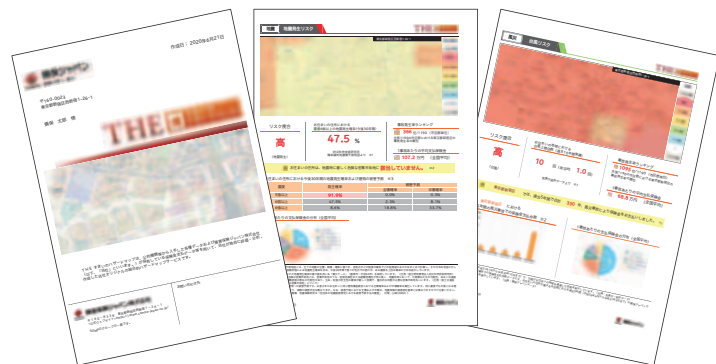
1. 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
2. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

(注)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

水災ではいわゆる洪水による損害だけではなく、土砂崩れなどによる損害も補償しています。水災が補償されないプランでは、これらは補償されません。

「THEすまいのハザードマップ」をご活用ください!

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。



地震や水害などのお住まいを取り巻く各種災害リスクをピンポイントで分析できます!

充実のサービスを無料セット!



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119



WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

サービス名

24時間
365日受付

水まわりのトラブル
応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料でを行います。

防犯機能アップ
応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

介護関連相談
サービス



介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

住宅相談サービス
(原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス
(原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス
(原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

平日:午前9時~午後7時
土曜:午前10時~午後8時
(日曜・祝日、12/29~1/4を除きます。)

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- お客さま自身で業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、2020年7月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりや、証券・取扱説明書・約款を一体化した冊子に記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

用語の解説

用語	解説
き 協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ 告知事項	危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ 損害保険金	保険契約により補償される事故によって直接被った損害、修理と密接に関わる費用を補償する保険金です。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が損保ジャパンに遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ 被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ふ 復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
ほ 保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、損保ジャパンが被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことをいい、貴金属・稿本等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
保険契約者／契約者	損保ジャパンに保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに支払う金銭のことをいいます。
み 未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<https://faq.sompo-japan.jp/>



Q 火災保険では地震による損害は補償されないのですか？

A はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q 竜巻によって屋根瓦が破損してしまいました。この損害は『THE すまいの保険』で補償されますか？

A はい、保険の対象が建物のご契約で「風災」を補償するプランにご加入の場合は補償されます。※損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支払対象となりません。

Q 「貴金属等」とは？

A 次のものをいいます。
●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
●稿本、設計書、図案、彫型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

Q 家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？

A はい、ご契約をおすすめします。家財を保険の対象としてご契約いただくと、家具や家電製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害が補償されます。お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に高額となるケースがあります。実際に被害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われれます。ぜひ、ご検討ください。

Q 携行品損害特約では、スマートフォンやノート型パソコン、眼鏡なども補償の対象になりますか？

A いいえ、補償されません。スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、ドローン、自動車、自転車、クレジットカード、漁具など、補償の対象にならないものがありますのでご注意ください。

Q ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？

A はい、保険の対象が建物のご契約で、かつ所有者が同一の場合は補償されます。なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱代理店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。

Q すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなりますか？

A いいえ、すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。

Q 臨時費用保険金はどのようなときに支払われますか？

A 臨時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金が支払われる場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。事故の際に必要な様々な臨時の出費に当てていただくための保険金です。なお、臨時費用の補償の有無は、お客さまに選んでいただきます(P.8、P.16参照)。※お支払いの対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発のみに限定することもできます。

Q 火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？

A はい、原則として補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、門・塀・垣も保険の対象に含まれます。(門・塀・垣、物置・車庫等を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。)ただし、お支払いの対象となる条件は「事故の区分」と「保険金をお支払いする場合」により異なりますので、詳しくはP.15「損害保険金について」をご確認ください。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？

A 「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雹災・雪災、水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.15参照)

＜例：水災＞
●集中豪雨で自宅が床上浸水した。
●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の張り替えが必要となった。
●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押し流してしまった。

＜例：漏水などによる水濡れ＞
●天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
●給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損壊してしまった。
※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

この書面では、個人用火災総合保険およびこれに付帯される地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

※普通保険約款および特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
(Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。)

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約、ご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにご請求ください。

更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語のご説明	普通保険約款・特約、ご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。 危険、給排水設備、告知事項、骨董、証券、商品・製品等、親族、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、土砂崩れ、配偶者、破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等
--------	---

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)等に関する用語】

保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
貴金属・稿本等(以下、貴金属等といえます)	保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証券、帳簿その他これらに類する物
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価	保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額(注)を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注)時価・比例払でご契約いただく場合、保険の対象の種類ごとに減価額の上限を定めています。普通保険約款やご契約のしおりで詳細をご確認ください。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額<<用語のご説明>>

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一式の保険金額とします。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

- ①商品の名称 **契約概要**
個人用火災総合保険(THE すまいの保険)
- ②商品の仕組み **契約概要**
基本となる補償(契約プラン)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。

○:補償の対象 ×:補償の対象外

基本となる補償(契約プラン)		ベーシック(Ⅰ型)	ベーシック(Ⅰ型)水災なし	ベーシック(Ⅱ型)	ベーシック(Ⅱ型)水災なし	スリム型	スリム型(水災なし)
建物や家財等の補償(注1)	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
	風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○	○
	水災	○	×	○	×	○	×
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	○	○	×	×
	漏水などによる水濡れ	○	○	○	○	×	×
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○	○	○	○	×	×
	盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	○	○	×	×
	不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	○	○	×	×	×	×

費用の補償(注2)		ベーシック(Ⅰ型)	ベーシック(Ⅰ型)水災なし	ベーシック(Ⅱ型)	ベーシック(Ⅱ型)水災なし	スリム型	スリム型(水災なし)
地震火災費用		○	○	○	○	○	○
凍結水道管修理費用		建物:○ 家財:×					
臨時費用		ご契約の内容により異なります					

主なセット可能な特約(任意セット特約)(注3)	
建物や家財のさらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約 地震火災特約(30プラン、50プラン)
費用の補償	家賃収入特約 事故再発防止等費用特約
賠償の補償	個人賠償責任特約
その他の補償	類焼損害特約 携行品損害特約

自動的にセットされる特約(自動セット特約)	
保険金額調整等に関する追加特約	建物を対象とした保険期間5年超の新価・実損払(評価済)の契約に自動セットされます。

(注1)「建物や家財等の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)②をご参照ください。
(注2)火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要なまたは有益な消火活動のための費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。
(注3)特約についての自己負担額はご契約のしおりをご参照ください。

ご希望によりセットできる主な特約(補償内容を広げる特約)

取扱代理店が販売している契約プラン・特約についての詳細は、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

地震保険 ※原則自動付帯

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いできない主な場合						
(ア) 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます						
(イ) 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))をいいます。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することとともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。						
(ウ) 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のa.またはb.のいずれかの場合をいいます。 a. 評価額の30%以上の損害が生じること b. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。))を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。))より45cmを超える浸水をいいます。						
(エ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。						
(オ) 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。))または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。						
(カ) 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。						
(キ) 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。 家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額						
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円						
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額						
(ク) 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、(ア)から(キ)までの事故を除きます。						

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
 - 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた事故を除きます。
 - 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
 - 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
 - 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。))を原因とする損壊・埋没・流失による損害(注1)
 - 地震等による火災(延焼・拡大を含みます。))損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害(注1)
 - 核燃料物質に起因する事故による損害
 - 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。(注2)
 - 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害(注2)
 - ねずみ食い、虫食い等(注2)
 - 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。))を負うべき損害
 - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。))であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害等(注1)地震保険を付帯することで、補償することができます。→後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。
 - (注2) これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができます。
- ※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。))上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
 - 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害等

② お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金(注1)をお支払いします。

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額(注1)
新価・実損払(評価済)	建物	損害の額(注2) - 自己負担額(注3)(注4) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式(注5) (貴金属等(注6)を含む)	損害の額(注2) - 自己負担額(注4) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
時価・比例払(罹災時再評価)	・建物 ・家財一式(注5) (貴金属等を含む)	【建物、家財一式または特定の対象物の場合】 $\frac{\text{損害の額(注2)} - \text{自己負担額(注4)}}{\text{時価額の80\%に相当する額}} \times \text{保険金額}$ (保険金額の2倍または「損害の額(注2) - 自己負担額(注4)(注7)」のいずれか低い額(復旧費用は保険金額)を限度) 【貴金属等の場合】 損害の額(注2) - 自己負担額(注4) (保険金額の2倍または「損害の額(注2) - 自己負担額(注4)」のいずれか低い額(復旧費用は保険金額)を限度)

(注1) 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。
(注2) 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理工費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を含みます。
(注3) 建物を復旧できない場合は復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。
(注4) 自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物 家財一式	「なし、1万円、3万円、5万円、10万円」からお選びいただけます。なお、契約プランによっては、「なし、1万円」をお選びいただけない場合があります。また、自己負担額「なし」を選択いただいた場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は「1万円」となります。

(注5) 次のものは、以下を限度に補償します。

	盗難の対象	限度額
①	貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害額をお支払いします。

(注6) 損害の額は時価額を基準とします。

(注7) 保険の対象が建物の場合、復旧費用が時価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

お支払いする保険金および費用保険金

③ 主な特約の概要 **契約概要**

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

個人賠償責任特約	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎらず損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)
携行品損害特約	日本国内外を問わず、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④ 特約等の補償重複について **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

⑤ 保険の対象 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。))の次の(ア)および(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

- (ア) 建物 (イ) 家財一式(注1)(注2)(注3)
- (注1) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財および宅配ボックス等または宅配物は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。
(注2) 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。
- ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。)
 - ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。))および航空機
 - ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎらず、それらを保険の対象として取扱います。)
 - ・商品・製品等
 - ・業務用の什器・備品等
 - ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等
- (注3) 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。

⑥保険金額の設定 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険金額は選択した評価・支払基準によって次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払 (評価済)	建物	新価の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。 ^(注)
時価・比例払 (罹災時再評価)	・建物 ・家財一式	時価の範囲内で、保険金額を設定することができます。 ^(注) ただし、時価いっばいに設定しておかないと、保険金が削減される場合があります。

(注) 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。
 なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます(1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください)。
 ※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
 ※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

 **評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額**

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間	：1年 ^(注)
補償の開始	：保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)
補償の終了	：保険期間末日の午後4時

(注) 保険期間が1年超のご契約(長期契約)もお選びいただけます。ご契約いただく際にはお客さまの保険契約申込書等をご確認ください。なお、銀行等が取扱代理店となる場合で、保険業法施行規則第212条の2第1項第1号に基づいて販売する場合、保険期間は2年以上にかぎられます。
 ※補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

- 集団扱契約では、原則として、保険料は集金者を経由してお支払いいただきます。
- 保険料は、一括してお支払いいただく方法と、分割してお支払いいただく方法があります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

集団扱契約の場合、個人用火災総合保険の保険料はご契約後、所定の払込期日までにお支払いください。
 所定の払込期日までに保険料のお支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。
 ● 保険料を一括してお支払いいただく場合は、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。
 ● 保険料を分割してお支払いいただく場合は、第1回分割保険料は、ご契約と同時に損保ジャパンへお支払いいただくか、または、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。第2回目以降の分割保険料については、所定の払込期日までにお支払いください。

(4)地震保険の取扱い

①商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、個人用火災総合保険(以下(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

②補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

(注) 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。
 ※1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.7 \text{兆円} \text{(注2)}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
 (注2) 2020年4月現在

 **損害の認定基準について**

③保険金をお支払いできない主な場合等 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間 **契約概要**

- 主契約が1年の場合
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合^(注)
地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせる方式のいずれかによりご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。
 (注) 主契約が長期年払の場合は、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
 ※地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
 ※主契約の保険期間の途中で地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) **契約概要**

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
 なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。
 ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)③と同様です。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

(5)満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(6)取扱代理店が金融機関である場合のご注意 **注意喚起情報**

個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されておりません。
 なお、個人用火災総合保険のお申込みの有無が、その金融機関とお客さまとの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。また、住宅ローン等のお申し込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報** (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
 なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。
 保険の対象の所在地、建物の構造・用途、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

 **ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務等)**

その他ご留意いただきたいこと

 特にご注意くださいこと

(2)クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ご契約を申し込まれた日 本書面を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内(8日以内の消印有効)に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行 【ご通知いただく事項】 ●ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ●ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ●ご契約を申し込まれた年月日 ●ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。) ●取扱代理店・仲立人名
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	●保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) ●営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約 ●質権が設定されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ●通販特約により申し込まれたご契約

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】
●建物の構造または用途を変更した場合 ●保険の対象を他の場所に移転した場合
●前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

●住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

●保険の対象を譲渡する場合(注1)
●保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合(注2)
●保険契約者の住所や通知先を変更した場合(注3)
(注1)ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
(注2)新価・実損払(評価済)のご契約の場合、次のいずれかによるものをいいます。
●建物の増築・改築または取りこわし ●この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
(注3)ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

 **ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)**

(2)安心更新サポート特約について 契約概要

所定の条件を充足する保険期間が10年間のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容(注)で自動的にご契約を更新することがあります。

ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに、必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

なお、上記に関わらず、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

※金融機関等が取扱代理店となる場合は、本特約によってご契約を更新できる期間に制限があります。

また、取扱代理店が変更となる場合があります。

 **ご契約後にご留意いただきたいこと**

(3)解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

 **保険金をお支払いした後のご契約**

(4)重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

 **ご契約後にご留意いただきたいこと**

(1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行います。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2)保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。

また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

(4)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

 **事故が起こった場合 事故が起こったときの手続き**

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-222-882

【受付時間】

平日:午前9時~午後8時
土・日・祝日:午前9時~午後5時
(12月31日~1月3日は休業)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**  **通話料
有料**

【受付時間】

平日:午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

【受付時間】

24時間365日
インターネットでのご連絡

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/>

個人用火災総合保険・ 地震保険 割引一覧表	以下の事項をみたます場合は、割引を適用しますので、ご確認ください。なお、複数の割引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
-----------------------------	---

(1) 建築年割引 (地震保険の割引)	1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物である場合
------------------------	--------------------------------

「建物登記簿謄本」・「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類で新築年月をご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料(注1)(写)の提出が必要となります。 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下の書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・公的機関等(注2)が発行(注3)する「建物登記簿謄本」、「建物登記簿権利証」、「建築確認書(確認済証・確認通知書)」、「検査済証」など ・宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」(注4)、「賃貸住宅契約書」(注4) ・登記の申請にあたり登記所に提出する「工事完了引渡証明書」(注4)など
--	---

(2) 耐震等級割引・免震建築物 割引(地震保険の割引)	耐震等級を有する建物または免震建築物である場合
---------------------------------	-------------------------

「建設住宅性能評価書」等で耐震等級を有する建物または免震建築物であることをご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料(注1)(写)の提出が必要となります。 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」(注5) ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(注6)または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(注6) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(注7) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(注6) ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注8)および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類(注7) ・上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」といいます。)(注9)により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類(注6)
--	---

(3) 耐震診断割引 (地震保険の割引)	耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981(昭和56)年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物である場合
-------------------------	--

耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書、または地方公共団体・建築士等が証明した書類をご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料(注1)(写)の提出が必要となります。 建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、「固定資産税減額証明書」など) ・地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する「平成18年国土交通省告示第185号(または平成25年国土交通省告示第1061号(注4))に適合している」旨の文言が記載された「耐震診断結果報告書」など
--	---

(4) 公有物件等割引 (個人用火災総合保険の割引)	国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合
-------------------------------	------------------------------------

公有物件等割引とは、 ・公有物件割引 ・準公有物件割引 ・社会福祉施設物件割引 をいいます。 損保ジャパン所定の公有物件等の条件をみたしているかをご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認が必要となります。 以下のいずれかをみたます場合に適用することができます。 ・国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン所定の条件をみたす団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン所定の条件をみたす社会福祉施設専用の物件であること
---	--

(5) 職業割増・作業割増 (個人用火災総合保険の割増)	住宅以外の用途にも使用している建物の場合
---------------------------------	----------------------

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。 また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。	適用条件 損保ジャパンが定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。
--	---

(6) 平均用法割増 (個人用火災総合保険の割増)	コンクリート造建物等で、複数の用途に使用している建物の場合
------------------------------	-------------------------------

複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパンが定める条件に合致する場合、適用します。	適用条件 一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパンの定める条件に合致した場合に適用します。
---	---

(7) 長期分割割引(個人用火災総合保険の割引)	
--------------------------	--

保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払にされた場合、保険料に割引が適用されます。	適用条件 ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。 ・保険期間が2年～5年であること ・保険料のお支払方法が年払であること
---	--

(8) 建物・家財セット割引(個人用火災総合保険の割引)	
------------------------------	--

建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。	適用条件 建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。 ・保険期間が10年間であること ・評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること ・「安心更新サポート特約」をセットしていること
---	--

(9) 築年数別割引(個人用火災総合保険の割引)	
--------------------------	--

建物の築年数に応じ、建物用の保険料に割引が適用されます。	適用条件 保険期間の初日が、保険の対象である建物の新築年月から14年11か月後の月末までにある契約に適用します。(建物のみ割引適用)
------------------------------	--

(注1) 対象建物について、すでにいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類(注4)、契約内容確認のお知らせ(注4)またはこれらの代替として保険会社が発行する書類*を確認資料とすることができます。
 *「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

(注2) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
 (注3) 建築確認申請書など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
 (注4) 地震保険期間の初日が2019年1月1日以降の場合にかぎります。
 (注5) 登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類を含みます。

(注6) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。
 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることが確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
 ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関(注9)「適合証明書」(適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注7) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級)が適用されます。
 ・「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
 ・「認定通知書」など左記(2)①の書類のみご提出いただいた場合

(注8) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り)。(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

(注9) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。